

社会福祉法人周陽会 評議員の報酬等に関する規程

[平成29年 5月26日 (制 定)]

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人周陽会（以下「本会」という。）の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として次のとおり日額を支給することができる。

- (1) 評議員会の開催時間が4時間未満の場合、日額5,000円
- (2) 評議員会の開催時間が4時間以上8時間未満の場合、日額10,000円
- (3) 評議員会の開催時間が8時間以上の場合、日額15,000円

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したとき、又は本会の目的を達成するための職務に従事したときは、社会福祉法人周陽会職員就業規程施行細則を準用し、旅費を支給することができる。

2 評議員の日当及び宿泊費は以下のとおりとする。

- (1) 日当は、一日につき2,800円
- (2) 宿泊費は、一日につき13,900円

3 評議員が評議員会に出席したときは、前項第1号の日当は支給しない。

4 評議員が評議員会に出席したときの交通費の上限は、社会福祉法人周陽会職員給与規程施行細則別表6-1の通勤距離（片道）2km以上5km未満の額を上限とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本会の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成29年 5月26日より施行する